

この制度は、3月末で廃止されましたが、それまでに退職被保険者証が交付されていた方は、65歳になるまで引き続き退職者医療制度の対象となります。

退職者医療制度は、長く社会保険などに加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に加入することで、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑制するためにつくられた制度です。退職者医療制度の適用を受ける方の給付費(自己負担分以外の医療費)は、退職者医療制度に該当する方の国民健康保険税と社会保険などからの拠出金で賄われています。

退職者医療制度

- ◎手続きに必要なもの
- ・国民健康保険の被保険者証
 - ・現在交付されている認定証
 - ・印かん
- ※対象とならない方もいますので、新たに申請を希望する方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ない安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」をご利用ください

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師にご相談ください。

言い出しにくい場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」、または「ジェネリック医薬品希望シール」を貼付した被保険者証、おくすり手帳を提示しましょう。※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などにより、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。



◆問い合わせ
住民課国保年金班
☎(84) 1214



◀希望シール



▶希望カード

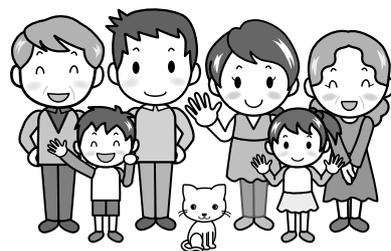
町の国民健康保険の現状

平成30年度から国民健康保険会計が広域化に

国民健康保険は、昭和36年に農林水産業者と自営業者を中心とする医療制度として発足して以来、「国民皆保険」の中核的役割を担う地域医療保険として大きな役割を果たしてきました。

近年は、高齢化の進展とともに、医療技術の高度化等で、全国の自治体でも大変厳しい財政運営となっています。

町では、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、歳入・歳出の徹底的な見直しを行っており、歳入では、適正な自主財源を確保するための収納率の向上対策を、歳出では、医療費の適正化や保健事業の推進等による財政健全化に向けた取り組みを行っています。国民健康保険会計は、高齢者や低所得者の加入割合が年々高くなるなど構造的な問題もあるため、平成30年度から、財政運営を現在の市町村単位から都道府県単位に「広域化」されることが、5月に国会で決定されました。町では、それまでの間、被保険者の負担が増大しないよう適正運営を図ってまいりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



◆問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214